

千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県食品安全協議会設置要綱第5条の規定に基づき、食の安全・安心の確保を目的とする千葉県食品安全条例(仮称)策定に関して必要な措置について協議するため、千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 千葉県食品安全条例(仮称)の策定に関する協議及び検討に関すること。
- (2) その他条例の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 作業部会は、委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(組織)

第4条 作業部会には、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、健康福祉部衛生指導課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成17年4月20日から施行し、平成18年3月31日をもって終了する。